

答申第 6 0 号
令和 7 年 8 月 8 日

高崎市教育委員会教育長 様

高崎市情報公開及び個人情報保護審査会
会長 阿部 圭司

個人情報の保護に関する法律第 1 0 5 条の規定に基づく諮問について（答申）

別表の項番 1 から 2 の（い）欄に記載の年月日にそれぞれ諮問のありました下記
審査請求について、併合して別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 2 6 1 号、第 2 6 9 号

令和 3 年 4 月 6 日付け（第 3 6 5 - 1 9 号）「保有個人情報不存在決定」

令和 3 年 2 月 1 9 日付け（第 3 2 4 - 2 2 号）「保有個人情報不存在決定」

に係る審査請求

別 紙

諮問番号：諮問第 2 6 1 号、第 2 6 9 号

答申番号：答申第 6 0 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

高崎市教育委員会教育長が行った決定は妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、別表の項番 1 から 2 の（う）欄に記載の年月日に、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年 5 月 3 0 日、法律第五十七号）第 7 6 条の規定に基づき、高崎市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、別表の項番 1 から 2 の（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に係る個人情報（以下「本件各個人情報」という。）について、別表の項番 1 から 2 の（か）欄に記載の年月日にそれぞれ保有個人情報不存在決定（以下「本件各処分」という。）を行い、別表の項番 1 から 2 の（き）欄に記載の決定理由を付して請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、個人情報の保護に関する法律に基づき、本件各処分を不服として、実施機関に対し、別表の項番 1 から 2 の（く）欄に記載の年月日に審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、個人情報の保護に関する法律第 1 0 6 条の第 2 項の規定において読み替えて適用する行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 9 条第 2 項の規定に基づき、別表の項番 1 から 2 の（け）欄に記載の年月日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、個人情報の保護に関する法律第 1 0 6 条の第 2 の規定において読み替えて適用する行政不服審査法第 3 0 条第 1 項の規定に基づき、別表の項番 1 から 2 の（こ）欄に記載の年月日に反論書を提出した。

第3 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書において、おおむね別表の項番1から2の(す)欄に記載のとおり主張している。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに令和7年1月29日の当審査会における説明において、おおむね別表の項番1から2の(せ)欄に記載のとおり主張している。

第4 審査会の判断

第261号及び第269号の本件各請求は、それぞれ、本請求に先立ち、情報公開請求された文書が存在しないことに対して、公開請求時の内容をさらに情報公開請求したことに対し、高崎市教育委員会が個人情報公開することと同様であることを理由に請求拒否決定し、備考欄に個人情報開示請求であれば、その存否が回答できると記載したため、個人情報開示請求によって行ったものである。

当審査会では、答申第57号により、行政文書不存在決定はそれぞれ妥当であると判断しており、高崎市教育委員会が理由を記した行政文書を作成していないことは明らかであり、高崎市教育委員会が本件に係る個人情報も存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

したがって、本件各行政文書が不存在であるとした本件各処分に違法はない。

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経緯（保有個人情報開示請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
別表項番 1（い）欄の 各日付	諮問
令和 7 年 1 月 2 9 日	実施機関説明 調査、審議
令和 7 年 3 月 1 2 日	併合審議決定、調査、審議
令和 7 年 6 月 2 6 日	答申調整
令和 7 年 8 月 8 日	答申

高崎市情報公開及び個人情報保護審査会委員

会 長	阿部 圭司
委 員	有賀 長規
委 員	猪岡 真也
委 員	本島 久仁倫
委 員	池田 貴明